

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2016年12月号 | No. 12/2016

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

WIPO Pearl 最新情報：インターフェース言語の追加；データベース及び機能の拡充

WIPO Pearl は WIPO の多言語の専門用語ポータルであり、PCT の全 10 公開言語における、PCT 出願や国内特許文献から取得された豊富な科学技術専門用語や主要な PCT の法律用語へのアクセスを無料で提供しています。これらの公開言語間の正確かつ一貫性のある用語の使用を促進し、科学技術知識の検索及び共有を簡単にしています。

WIPO Pearl は下記のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/reference/en/wipopearl/>

インターフェース言語の追加

WIPO Pearl のインターフェースが、英語、仏語、日本語、ロシア語及びスペイン語に加え、中国語及びポルトガル語でもご利用いただけるようになりました。ユーザは画面右上でご希望の言語を選択可能です。アラビア語、独語及び韓国語版は準備中です。

データベースの拡充

専門用語データベースに、WIPO の PCT の言語専門家によって全て入力され検証された 7,000 の新しい用語（最新合計数：127,000）と 500 の新しい概念関連性（最新合計数：17,500）が追加されました。12,500 近くの概念がデータベース上で他の概念と関連付けられ、コンセプトマップ検索でこのような関連性を調べることができます。

新しい機能：コンセプトパス検索

コンセプトマップ検索の新しい機能であるコンセプトパス検索では、ユーザが二つの概念を結ぶ経路（パス）を見つけ、その経路上にある関連する概念を全て確認することができます。当該機能は特にコンセプトマップが広範で複雑である場合に役立ちます。現在開発中であるコンセプトパス検索の強化版では、コンセプトパス（経路）上で発見される全ての用語が PATENTSCOPE へ直接送付され、統合されたキーワード検索において利用されます。

PCT 法律用語

アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、ロシア語及びスペイン語での全ての PCT 法律用語が WIPO の PCT 法律専門家による確認と検証を経て、用語の信頼性として最も高い“4”の評価が与えられ、異なる言語での PCT 法律用語の信頼性の高い参照を提供しています。

大学との共同研究

専門用語の共同研究は現在以下の大学と行われています：

- ジュネーブ大学（スイス）
- グルノーブル アルプス大学（フランス）
- テッサロニキ アリストテレス大学（ギリシャ）
- イリノイ大学アーバナ シャンペーン校（米国）

ターミノロジーを専攻している学生がコース課題の一環として、特定の技術分野における専門用語につき、2言語又は3言語での対訳データを提供し、WIPO がそれを検証してWIPO Pearl に収録します。このような専門用語の共同研究への参加に関心をお持ちの大学がございましたら、E メール（wipopearl@wipo.int）にてWIPO までご連絡ください。

PCT 最新情報

AE：アラブ首長国連邦（手数料）

AZ：アゼルバイジャン（手数料）

BA：ボスニア・ヘルツェゴビナ（所在地及びあて名）

CU：キューバ（電話番号、書類を発送したことの証拠、保護の種類、要求する写しの部数、代理人に関する要件、微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する特別の規定、手数料）

DJ：ジブチ（管轄国際調査及び予備審査機関）

EP：欧州特許庁（国際予備審査機関として行動すべき管轄）

IS：アイスランド（手数料）

KH：カンボジア（一般情報）

PL：ポーランド（出願言語）

RO：ルーマニア（仮保護、手数料）

XV：ヴィシエグラード特許機構（電話及びFAX番号、通信手段、書類を発送したことの証拠）

調査手数料（エジプト特許庁）

予備審査手数料及び国際予備審査に関するその他の手数料（ヴィシエグラード特許機構）

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアントソフトウェア 新しいバージョンのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョン（2017年1月1日付け version 3.51.076.252）が次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

この新しいバージョンの詳細は上記ウェブサイトでご覧いただけます。

PCT 関連資料の最新／更新情報

セミナー資料

PCT Newsletter 2016年10月号で掲載された情報に関連し、2016年7月1日発効のPCT規則改正を反映したPCT手続のあらゆる面をカバーするセミナー資料について、英語、仏語、日本語及びスペイン語版に加え、独語版が更新されました。下記のリンク先にて掲載されております。

http://www.wipo.int/pct/de/seminar/basic_1/document.pdf

PCT出願人の手引：日本語、ロシア語及びスペイン語

PCT出願人の手引の日本語最新版（2016年4月付け）、ロシア語及びスペイン語最新版（2016年8月付け）が、それぞれ下記のリンク先からご利用いただけるようになりました。

<http://www.wipo.int/pct/ja/appguide/index.jsp>

<http://www.wipo.int/pct/ru/appguide/index.jsp>

<http://www.wipo.int/pct/es/appguide/index.jsp>

韓国知的所有権庁：国際調査の状況に関する新しい情報

韓国知的所有権庁（KIPO）は、KIPO が国際調査機関（ISA）として選択されている場合における PCT 出願の国際調査の状況に関する情報を取得する新しいシステムを導入しました。出願人が当該サービスにて受領可能な様々な状況に関する連絡は以下の通りです。

- ISA は PCT 出願の調査用写しをまだ受理していません；
- 貴殿の PCT 出願の国際調査は実施中です；
- 貴殿の PCT 出願の ISR は作成されました；又は
- 貴殿の PCT 出願は取下げられました。

KIPO が ISA として選択されている場合における PCT 出願の状況の確認には、下記のリンク先をご利用ください。

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.pct.status.BoardApp&c=1001&catmenu=ek05_04_01

又は KIPO ウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>) にて英語を選択し、“PCT サービス” から “PCT 状況” を選択してください。その後、PCT 出願番号と様式 PCT/ISA/202 に表示されている 8 桁のパスワード、若しくは願書（PCT/RO/101）に表示された出願人又は代理人の書類記号を入力してください。

PCT 出願の状況に関する情報は、PCT 出願人のための KIPO の PCT ヘルプデスクとして行動する、ウィーンと米国バージニアにある韓国知的財産センター（IPKC）を通しても取得することが可能です。更なる情報は以下からも取得することができます：

インターネット：<http://www.ipkcenter.com>

Eメール：ipck@ipkcenter.com

発明者への支援プログラム

WIPO は、自らの発明の特許出願を望みつつもその手段を持たない途上国の発明者に対して、

弁理士が無償で支援を提供する、この種のプログラムとしては初のグローバルプログラムを開始しました。コロンビア、フィリピン及びモロッコでのパイロット事業の成功を受けて、WIPOは、世界経済フォーラムとの協力の下、2016年10月17日にジュネーブにおいて発明者への支援プログラムを正式に発表しました。

当該プログラムは、特許保護を促進するため限られた財源しかない発明者や中小企業を支援することを目的としており、製品又は新しいソリューションの商品化、商業化を手助けします。、このような支援がなければ特許取得にかかる法的費用を賄えないであろう発明者に対して、資格を有する弁理士が法的支援を無償で提供することにより支援します。多くの特許出願が、知財弁護士であれば回避を手助けできる手続き上の問題で拒絶されていることを示す研究があります。

当該プログラムに関する更なる情報は、それぞれ下記のリンク先にて、プレスリリース PR/2016/798 又はよくある質問をご覧ください。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2016/article_0013.html

<http://www.wipo.int/iap/en/faqs.html>

女性発明者に関する WIPO の統計

PCT 出願に反映された女性による発明に関するグローバルな見解を提供する、新たな WIPO の統計がご利用いただけるようになりました。その結果は過去 20 年における女性の出願の割合の改善を示してはいるものの（1995 年の 17%と比較し、PCT 出願のおよそ 29%が現在、少なくとも一人の女性発明者を含んでいます）、当該データはジェンダーの格差が存在し、それに対処する必要があることを示しています。

本研究は、学術機関の女性発明者による出願件数と産業界の女性発明者による出願件数の差や、異なる技術分野間の差及び諸外国間の差を調べています。

当該研究に関する更なる情報は、下記リンク先にて、プレスリリース PR/2016/800 をご覧ください。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2016/article_0015.html

また、研究結果の詳細は、下記のリンク先にて、WIPO の “Economic Research Working Paper No.33” をご覧ください。

http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_econstat_wp_33.pdf

実務アドバイス

出願人の変更がある場合の譲渡書類の提出

Q: PCT Newsletter 2016 年 11 月号に掲載された実務アドバイスに関連しての質問ですが、国際出願日後かつ国内段階移行前の、出願人の権利の他の企業への譲渡について、PCT 規則 92 の 2 に基づく出願人の変更の記録を国際事務局へ要請する際に、譲渡書類を提出する必要がありますでしょうか？

A: PCT 規則 92 の 2 に基づく出願人の変更の記録の要請が記録された代理人によりなされる場合、記録された代理人を選任する、新しい出願人により署名された委任状が要求されます。ただし委任状がまだ提出されていなかった場合でも変更は記録されます。変更のさらなる証拠、例えば譲渡書類は、これらの状況においては通常、国際事務局 (IB) に要求されることはありません。

しかしながら、出願人の変更の記録の要請が願書にまだ記録されていない新しい代理人によりなされる場合、出願人の変更及び代理人の変更が記録されるためには、譲渡書類の写し (つまり、記録された出願人による、出願人の変更に対する同意書)、又は出願人の変更を裏付ける他の証拠書類が、当該要請、及び新しい出願人により署名された新しい代理人を選任する委任状と共に提出されなくてはなりません。当該変更はそれらの書類が受理されるまで記録されません。

上述の最初の状況のように、譲渡証や出願人の変更に効力を持たせる他の書類が IB により要求されない可能性がある場合であっても、指定 (又は選択) 官庁は、PCT 規則 51 の 2 に基づき、国内段階移行時、又は国内段階移行後関連する指定官庁により指定された期間内に、国際段階で要請されたいずれの変更に関しても、所有権の証明や出願の所有権の移転などの追加の証拠又は書類を国内段階において要求する資格を有しています。したがって、いずれにしても PCT 規則 92 の 2 に基づく要請と共に IB へ譲渡書類の写しを提出する方が、出願人にとってメリットがあるかもしれません。そうすることで譲渡書類は国際出願の一件書類に含まれ、出願が公開された後は、指定官庁 (及び他のあらゆる者) は PATENTSCOPE にて当該書類を利用することができます。

譲渡書類の写し又は他の何らかの証拠をどの官庁が要求するかについての情報は、*PCT 出願人の手引* の各国内段階の概要をご参照ください。当該手引は、国内段階移行に関連し満たされるべき特別な要件がある場合にはその要件を一覧にしております。

ある発明の権利が国際出願日より前に又は国際出願日に他の出願人へ譲渡される場合、大抵の官庁は、譲渡書類の写しの代わりに、PCT 規則 4.17(ii) に基づく出願し及び特許を与えられる出願人の資格に関する申立てを受理することにご留意ください。しかしながら、国際出願日より後に起こる変更に関しては、そのような申立てを提出することができないことを想起してください。

PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録の要請は、優先日から 30 ヶ月の満了前に IB が受理する必要がある点にご留意ください。当該期間の満了後は、どのような変更の記録も、適用される国内手続きに基づき、関連する指定 (又は選択) 官庁へ直接要請される必要があります。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧